

賃貸借及び保守契約書

宮崎県（以下「甲」という。）と [REDACTED]（以下「乙」という。）とは、RPA等ライセンスの賃貸借及び保守について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲に次の表の左欄に掲げるライセンス（以下「ライセンス」という。）に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数量を賃貸し、甲は、これを貸借するものとする。

ライセンス		数量
名称	種類	
WinDirector		1
WinActor	フローティングライセンス版アドミン	1
	フローティングライセンス版フル機能版	6
	フローティングライセンス版実行版	30
	ノードロック版フル機能版	2
	ノードロック版実行版	5
NaNaTsu AI-OCR with DX Suite (LGWAN 版)		1

（賃貸借期間）

第2条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、ライセンスの賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）は、令和4年7月1日から令和5年6月30日までとする。

（賃貸借料等）

第3条 ライセンスの賃貸借料（保守に要する費用を含む。以下同じ。以下「賃貸借料」という。）並びに消費税及び地方消費税額（以下「賃貸借料等」という。）は、次のとおりとする。

（1）WinDirector

金 [REDACTED] 円（消費税及び地方消費税額金 [REDACTED] 円を含む。）

（月額 [REDACTED] 円（消費税及び地方消費税額金 [REDACTED] 円を含む。））

（2）WinActor

金 [REDACTED] 円（消費税及び地方消費税額金 [REDACTED] 円を含む。）

（月額 [REDACTED] 円（消費税及び地方消費税額金 [REDACTED] 円を含む。））

（3）NaNaTsu AI-OCR with DX Suite (LGWAN 版)

金 [REDACTED] 円（消費税及び地方消費税額金 [REDACTED] 円を含む。）

（月額 [REDACTED] 円（消費税及び地方消費税額金 [REDACTED] 円を含む。））

(4) 合計

金 [] 円 (消費税及び地方消費税額金 [] 円を含む。)

(月額 [] 円 (消費税及び地方消費税額金 [] 円を含む。))

2 賃貸借期間に1月未満の端数期間が生じたときの賃貸借料等は、賃貸借料等の月額を日割りによって算出した額 (円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。) とする。

3 「NaNaTsu AI-OCR with DX Suite (LGWAN 版)」の賃貸借料には、賃貸借料相当のOCR読み取り利用枠を含むものとし、甲は、その利用枠を超えてOCR読み取りを利用した場合は、乙に超過利用料を支払うものとする。

超過利用料は、次の表の左欄に掲げる読み取り項目の区分に応じ、同表の右欄に掲げる単価に甲がライセンスの賃貸借期間において読み取った項目数を乗じて得た額から、賃貸借料を差し引いた額とする。この場合において、千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

読み取り項目		単価 (税別)
アプリケーション	種類	
Intelligent OCR	・空欄と認識された項目 ・チェックボックス ・ワークフロー欄にてエントリーのみを指定した項目	1項目につき [] 円
	・通常の項目 (上記に該当しないもの)	1項目につき [] 円
Elastic Sorter	・1点の画像の仕分け処理	1件につき [] 円

(契約保証金)

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金 [] 円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

※ 契約保証金を納付させない場合 (財務規則第101条第2項該当)

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、免除する。

(業務の処理方法)

第5条 乙は、ライセンスの賃貸借に係る業務を甲が別に定める令和4年度RPA等ライセンス調達仕様書 (以下「仕様書」という。) 及び甲の指示に従って処理しなければならない。

(賃貸借料等の請求及び支払)

第6条 賃貸借料等は、毎月分割払とし、乙はライセンスを賃貸した月の翌月の10日までに賃貸借料等の月額を記載した支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に当該請求金額を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に賃貸借料等の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率（以下「財務大臣決定率」という。）の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（超過利用料の請求及び支払）

第7条 乙は、ライセンスの賃貸借期間の満了後、甲の確認を受けて賃貸借期間における読取項目数及び仕分け処理件数を算出し、第3条第3項の規定により超過利用料を算出し、その額並びに消費税及び地方消費税額（円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を記載した支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に当該請求金額を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に超過利用料並びに消費税及び地方消費税の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に財務大臣決定率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（ライセンスの保守）

第8条 乙は、甲がライセンスを完全に使用できるよう、ライセンスの保守の責任を負うものとする。

2 前項に規定する乙のライセンスの保守に要する費用は、第3条の賃貸借料等に含まれるものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失により生じたライセンスの調達の管理不備で要した費用は、甲の負担とする。

3 乙は、ライセンスの認証不具合等により甲から要請があった場合は、速やかに現地に到達できる体制を確保するものとする。

（ライセンスの種類又は数量の変更）

第9条 ライセンスの種類又は数量の変更は、甲乙協議の上、行うものとする。

2 ライセンスの種類又は数量の変更によって契約内容を変更する必要がある場合は、変更契約を締結するものとする。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙がこの契約に違反したとき。

（2）翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除されたとき。

（3）乙が仕様書に掲げる納入期限内に引渡しができないとき、又は引渡しする見込みが明らかでないときと認められるとき。

（4）乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号

に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

(5) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第11条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第12条 乙又は乙の指示に基づいて業務に従事する者は、この契約の履行に当たって知り得た甲の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、賃貸借期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報の保護）

第13条 乙は、業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記1個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（情報セキュリティ対策）

第14条 乙は、業務を処理するためネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱うに当たって、別記2情報セキュリティ関連業務特記事項を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（協議等）

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる個人番号、個人番号をその内容に含むものその他のもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、貸借及び保守業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、貸借及び保守業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、貸借及び保守業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、貸借及び保守業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、貸借及び保守業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。
2 甲が、安全管理措置の具体的内容を指定しようとする場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(事務所内からの個人情報の持ち出しの禁止)

第6 乙は、貸借及び保守業務の処理に関して知り得た個人情報を、甲の事業所の外に持ち出してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、貸借及び保守業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(漏えい等の事案発生時の対応)

第9 乙は、貸借及び保守業務の処理に関して知り得た個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生したおそれがある場合には、直ちに甲に報告するものとする。この場合において、甲及び乙は、当該事案の拡大及び再発を防止するために必要と認められる措置を講じなければならない。
2 前項の場合において、甲及び乙が講ずべき措置については、安全管理措置の実施状況、当該事案によって当該個人情報に係る本人が被る権利利益の侵害の状況並びに当該事案の内容及び規模等に鑑み、甲乙協議の上、定めるものとする。

(損害賠償)

第10 乙は、自己の責に帰すべき事由により、貸借及び保守業務の処理に関して知り得た個人情報の漏えい等の事案が発生し、甲に被害が生じた場合は、これを賠

償する責任を負うものとする。

(資料の返還等)

- 第11 乙は、賃貸借及び保守業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後又は甲の求めに応じて直ちに甲に返還し、引き渡し、又は復元できない方法で廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、前項の規定による廃棄又は消去について、その実施状況を記録に残さなければならない。
- 3 乙が第1項の規定による廃棄又は消去を行った場合は、乙は、甲に対し、速やかに廃棄又は削除を行った旨の証明書を交付しなければならない。

(従事者等の特定)

- 第12 乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

(従事者等に対する教育等)

- 第13 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについて、必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。
- 2 乙は、従事者等が退職する場合は、当該業務に関して知り得た個人情報に関する退職後の秘密保持義務についての誓約書の提出を求める等、個人情報の漏えいを防止するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

(特記事項の遵守状況の報告)

- 第14 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について、甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

- 第15 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

別記2

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の処理に当たっては、乙が受注者として守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を外部へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、情報資産が記録された記録媒体を外部へ持ち出す場合には、盗難、紛失、不正コピー等の防止対策を厳重に行わなければならない。

第4 乙は、情報資産が記録された記録媒体を廃棄する場合には、情報を復元できないよう物理的破壊を行った上、甲の承認を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第5 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用され、又は情報を閲覧されることのないよう厳重に管理しなければならない。

(ID及びパスワードの取扱い)

第6 乙は、甲から使用する機器のID及びパスワードを与えられた場合は、当該情報の漏えい等が発生しないよう厳重に管理するとともに、当該業務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第7 乙は、業務の遂行に当たりネットワーク又は情報システムを構成する機器の増設又は交換が必要な場合には、甲の許可を受けなければならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第8 乙は、機器端末等をネットワークへ新規接続する場合又はネットワークに接続している機器端末等を他ネットワークへ変更接続する場合は、甲の許可を受けなければならない。

第9 乙は、業務の遂行に当たり乙が所有する機器端末等をネットワークへ接続する必要がある場合は、甲の許可を受けなければならない。

(ソフトウェアの無許可導入、更新又は削除の禁止)

第10 乙は、情報システムで使用する端末等においてソフトウェアの導入、更新又は削除を行う場合には、甲の許可を受けなければならない。

(コンピュータウィルス対策)

第11 乙は、外部から記録媒体によりファイルを取り入れる場合は、必ずウイルスチェックを行わなければならない。

(従事者への周知)

第12 乙は、この契約による業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、情報セキュリティ対策に関し、必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第13 乙は、情報資産が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第14 乙は、ネットワーク又は情報システムの異常や障害を発見した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(法令遵守)

第15 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次に掲げる法律及び条例を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）